

播但貫く、周遊型・謎解きスタンプラリー実施業務 公募型プロポーザル募集要項

1 事業目的

中播磨及び但馬地域のひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）をはじめとした魅力あるコンテンツを活用し、地域への誘客及び周遊を目的としたデジタルスタンプラリー（以下「ラリー」という。）を実施する。

また、今回の業務により認知度の向上や地域経済の活性化、住民のシビックプライドの醸成等を図り、地域の持続力向上を目指す。

そのため、当該業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

播但貫く、周遊型・謎解きスタンプラリー実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 委託費上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) スケジュール

期日	内容
3月26日（木）	募集開始
4月13日（月）午後5時	質問書の提出期限
4月20日（月）	質問書に対する回答の期限
4月27日（月）午後5時	応募図書提出の提出期限
5月上旬（別途連絡）	審査会（プレゼンテーション）
5月中～下旬	審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

(1) 本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。また、複数の企業・団体の共同体により応募することを可能とするので、その際は代表となる事業者が申請すること。

ア 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

イ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

ウ 事業の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができる

こと。

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 兵庫県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者

(3) 共同企業体による参加

ア 全ての構成員が、3(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和8年3月26日（木）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/press/20260317nazotoki.html>)

5 募集要項の内容に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質問は質問書（様式5）により、電子メールで送信するものに限る。件名を「播但貫く、周遊型・謎解きスタンプラリー実施業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。

(2) 提出期限

令和8年4月13日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月20日（月）までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、共通事項に関しては兵庫県ホームページにも掲載する。

6 応募図書の提出等

(1) 募集期間

令和8年3月26日（木）から同年4月27日（月）の午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により提出すること。

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

※郵送の場合、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年4月27日（月）午後5時までに事務局に到着するように提出すること。

(3) 提出書類

提出書類は、A4またはA3で作成し、A3の場合はA4サイズに折りたたむこと。

ア・ウ・エ・ケ・コは、正本に加えて、データも下記メールアドレスに納品すること。E-mail：tajimakem@pref.hyogo.lg.jp

書類名		様式	部数
ア	応募申請書	1	正本1部 データ要
イ	応募者概要	2	正本1部
ウ	企画提案書 ※下記6（4）を参照	任意	正本1部 副本6部 データ要
エ	会社概要等応募者の概要を説明する書類 ① 応募者の概要がわかるパンフレット等 ※ 共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	—	正本1部 副本6部 データ要
	② 法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類（発行後3ヶ月以内のもの、コピー可） ※ 共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	—	正本1部
オ	納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	—	正本1部
カ	財務諸表（直近1ヶ年のもの）※法人の場合のみ ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	任意	正本1部

キ	共同企業体協定書(共同企業体で参加の場合のみ) ※代表企業に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し1部
ク	共同企業体届出書(共同企業体で参加の場合のみ)	3	正本1部
ケ	人員配置計画、実施体制	任意	正本1部 データ要
コ	見積書	4	正本1部 データ要

(4) 企画提案書の作成について

ア 企画提案書の記載内容

仕様書及び審査基準で示す内容が確認できるもので、次の項目を記載すること。

(ア) 本業務の実施スケジュールと進捗管理方法

(イ) ラリーイベントの実施内容

- ・ イベント名称、イベント概要（仕組み・ルール等）
- ・ コンセプト、テーマ
- ・ 謎解き、ミッション等の概要（ストーリー・イメージ等）

(ウ) ラリーイベントの運営方法

- ・ 参加施設及び参加者の獲得方法、広報の方法
- ・ 誘客、周遊及び期待する効果を得るための仕掛けや工夫
- ・ その他（賞品設定、参加者の行動分析等）

(エ) ラリースystemの内容と管理運営方法

(オ) 実施体制

- ・ 事業運営の体制
- ・ 参加施設との調整及び参加者への対応方針
- ・ システム障害対応及び現地対応への体制

(カ) 業務を実施する上でのPR点

(キ) 類似業務の実績

イ 企画提案書の作成方法

(ア) 企画提案書のページ上限は、10ページ（表紙・目次を除く、A4またはA3サイズ横書き、A4サイズの長辺綴じ）とする。表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。散逸しないようにホッチキス等で製本し、提出すること。

(イ) 文章を補完するための、写真、イラストなどの使用は可とする。

(ウ) 文字サイズは図表中の文字を除き、12ポイント以上とすること。

(5) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(6) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 提案書の著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

(8) 応募図書取扱

提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。また、応募図書は非公開とする。ただし、兵庫県は応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

7 審査

(1) 審査会（プレゼンテーション）

審査会を設置し、業務を委託する者を選定する。審査会の運用は、別に定める播但貫く、周遊型・謎解きスタンプラリー実施業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領によることとする。

ア 日程 令和8年5月上旬(日時等詳細については、後日、応募者に連絡する。)

イ 場所 兵庫県姫路総合庁舎会議室（兵庫県姫路市北条1丁目98）もしくは
兵庫県豊岡総合庁舎会議室（兵庫県豊岡市幸町7-11）を予定

(2) 審査の方法

ア 審査は提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションの内容に基づき行う。

イ 下記の評価基準により各審査員の得点の合計が6割以上かつ最高点となった応募者を受託候補者とする。最高点をとった応募者が2者以上あるときは、審査委員の多数決により受託候補者を選定するものとする。

ウ 応募者が一者のみの場合でも審査会を実施し、基準点を総得点の60%と設定し、満たした場合のみ採用とする。

(3) 審査項目・基準

審査項目	審査基準	配点
企画提案力	業務の目的・内容を理解し、地域特性を活かした企画提案か（テーマ、ストーリー、地域資源活用等）	25点
	事業効果が見込め、実現可能な企画提案か（仕様書記載の期待する効果）	
	ゲーム性に創意工夫が感じられ、参加者が楽しめる内容か（ターゲットに合うゲーム設定、難易度等）	
	参加しやすく使いやすい、安定性のあるシステムか	
	参加者の獲得が見込める効果的な広報か	
業務執行能力	事業を企画運営するための事務局業務を確実に遂行できる体制か（人員配置、工程管理、トラブル対応等）	20点
	システム運営と安定性を保つための体制が整えられているか	
	参加施設及び参加者の獲得と、それらへの適切な対応ができる体制か	
	業務を実施するに当たってのノウハウ、実績を有しているか	

経費積算 の妥当性	業務内容に見合った経費であるか	5点
計		50点

(4) 審査結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

8 その他

- (1) 期限までに応募がなかった場合は、再度公告し、企画提案に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。
- (2) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (3) 兵庫県は、業務を委託する者として選定したもの(以下「選定業務者」という。)と提案業務の実施方法等その内容について協議し、調整を行う。この協議・調整において、兵庫県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (4) 選定業務者は、(3)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務実施後に実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (5) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払を行うことができる。
- (6) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、兵庫県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (7) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。
- (8) 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

9 事務局

兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課 衣川

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

電話 0796-34-6126 (直通)

電子メール tajimakem@pref.hyogo.lg.jp